

香川県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

制 定 令和 5 年 3 月 27 日

4 農政第 219206 号

一部改正 令和 7 年 4 月 1 日

7 農政第 6548 号

第 1 条 趣旨

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和 4 年法律第 37 号。以下、「法」という。）第 19 条に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」（以下、「実施計画」という。）の認定について、法並びに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」（令和 4 年農林水産省令第 42 号。以下、「規則」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（令和 4 年農林水産省告示第 1412 号。以下、「基本方針」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（令和 4 年 9 月 15 日付け 4 環バ 161 号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知。以下、「ガイドライン」という。）及び「香川県みどりの食料システム基本計画」（令和 5 年 3 月 13 日香川県、全 17 市町。以下、「基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 実施計画

実施計画に記載する環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものとする。

- 1 農林漁業者が行う事業活動であること
- 2 環境への負荷の低減を図るために行う法第 2 条第 4 項各号のいずれかに掲げる事業活動であること
 - ① 土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動
 - ② 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動
 - ③ 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動
- 3 農林漁業の持続性の確保に資するものであること

第 3 条 実施計画の認定

実施計画の認定にあたっては、法第 19 条第 5 項並びに基本方針、ガイドライン及び基本計画に即して行うものとし、その基準は、以下のとおりとする。

- 1 目標及び環境負荷低減事業活動の内容が、環境負荷の低減への寄与の観点から具体的かつ明確であって、基本計画の内容と整合性がとれていること。また、目標が実現可能なものであること。
- 2 環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- 3 農林漁業者の経営状況等に照らして環境負荷低減事業活動に相当程度（経営面積、当該品目の作付面積の概ね2分の1以上など）取り組む見込みであること。
- 4 環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業による所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- 5 導入する設備等が、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであること。
- 6 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- 7 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。
- 8 環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- 9 法第23条から第27条までの特例、法及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

第4条 認定申請

- 1 実施計画の認定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、実施計画（別記様式第1号）及び実施計画に係る認定申請書（別記様式第2号）に必要事項を記載し、居住する（法人の場合は主たる事務所が所在する）市町の長へ提出する。
- 2 提出を受けた市町の長は、内容を確認し、適正と認めた場合には、知事に提出する。
- 3 知事は、実施計画の内容を審査し、適正と認められた場合には、申請者に対し市町を通じて認定通知書（別記様式第3号）を交付する。

なお、認定しなかった場合にあっては、別記様式第4号により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対して、市町を通じてその旨を通知するものとする。

第5条 実施計画の変更

- 1 法第20条第1項の規定に基づき、認定を受けた者（以下、「認定者」という。）が当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、変更申請書（別記様式第5号）を知事に提出するものとする。変更申請書には、規則第9条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第6号）その他必要な書類を添付するものとする。
- 2 法第20条第2項の規定に基づき、認定者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第7号により、届け出るものとする。なお、軽微な変更は次に掲げるものとする。
 - ① 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
 - ② 環境負荷低減事業活動の実施期間の6か月以内の変更
 - ③ 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの
 - ④ ①から③に掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他の環境負荷低減事業活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更
- 3 実施計画の変更については、第4条の手続きを準用する。

第6条 認定の取消し

- 1 知事は、認定を受けた実施計画に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、法第20条第3項の規定に基づき、当該計画の認定を取り消すことができる。
- 2 認定を取り消したときは、市町を通じて認定者に別記様式第8号により通知する。

第7条 実施状況の報告

- 1 認定者は、年度ごとの実施計画の達成状況等について、実施状況報告書（別記様式第9号）により、次年度の5月末までに知事へ提出するものとする。
- 2 実施状況の報告については、第4条の手続きを準用する。

第8条 その他

その他必要な事項については、県が定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年3月27日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

環境負荷低減事業活動実施計画

1 実施内容に対応する同意基本計画の名称

香川県みどりの食料システム基本計画
（環境負荷低減事業活動を実施する場所： 市町）

注 環境負荷低減事業活動の実施区域を含む市町の名称を全て記載すること。

2 申請者等の概要

申請者（代表者）
①氏名又は名称： （法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ） ②住所又は主たる事務所の所在地： ③連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： ④業種： ☐ 耕種農業 ☐ 畜産業 ☐ 林業 ☐ 漁業
申請者
①氏名又は名称： （法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ） ②住所又は主たる事務所の所在地： ③連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： ④業種： ☐ 耕種農業 ☐ 畜産業 ☐ 林業 ☐ 漁業
関連措置実施者（法第19条第3項に規定する措置を含める場合）
①氏名又は名称： （法人その他の団体の場合はその代表者の氏名： ） ②住所又は主たる事務所の所在地： ③連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： ④業種： ☐ 農林漁業 ☐ 資材製造業 ☐ 食品製造業 ☐ 食品流通業 ☐ その他（ ）

注1 記入欄が足りない場合は、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 共同申請者がいる場合には、行を増やして、全ての申請者に関する内容を記載すること。その場合、代表者1名を定め、最初の欄に記載してください。

4 「④業種」には、該当するものにチェック（レ）を付けること。「その他」の場合には、事業内容を（ ）内に記載すること。

3 環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

(1) 農林漁業経営の概況

経営規模	
経営類型	
労働力	従事者 人（うち専従者 人）

注 現状の経営規模（経営面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量）や経営類型（主な品目、畜種等）、労働力等の概況について簡潔に記載すること。なお、「経営面積」には、借入面積及び作業受託面積を含む。

(2) 環境負荷低減事業活動の類型

- ☐ a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用低減
（※基本計画における該当項目：2（2）①〔2 p～〕）
- ☐ b. 温室効果ガスの排出の量の削減
（※基本計画における該当項目：2（2）②〔5 p～〕）
- ☐ c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用低減
（※基本計画における該当項目：2（2）③（ア）〔6 p〕）
- ☐ d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の低減
（※基本計画における該当項目：2（2）③（イ）〔6 p〕）
- ☐ e. 餌料の投与等により流出する窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の低減
（※基本計画における該当項目：2（2）③（ウ）〔6 p～〕）
- ☐ f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
（※基本計画における該当項目：2（2）③（エ）〔7 p〕）
- ☐ g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組みによるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量低減
（※基本計画における該当項目：2（2）③（オ）〔7 p〕）

注 該当する取組にチェック（レ）を付けること。

(3) 環境負荷低減事業活動の推進方向

--

注1 環境負荷低減事業活動に係る農林漁業経営の生産・販売の現状及び課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。

2 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

(4) 環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：	年	月	～	年	月	(目標年度)
-------	---	---	---	---	---	--------

注 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とすること。

(5) 環境負荷低減事業活動の内容及び目標

(土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む場合)

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
	(有機質資材の施用)	(現状)
		(目標)
	(化学肥料の使用低減)	(現状)
		(目標)
	(化学農薬の使用低減)	(現状)
		(目標)
	環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
		(目標)

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

- 2 「実施内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材、実施スケジュール等を記載すること。なお、JA等で定める栽培暦に沿った取組を行う場合、当該栽培暦を参考資料として添付すること。
- 3 「有機質資材の施用」には、土壌診断結果を踏まえて取り組む土づくりの内容（施用時期、施用方法、C/N比等）を記載すること。
- 4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、有機質資材及び化学肥料については1作当たりの施用量（t/10a等）、化学農薬については1作当たりの使用回数(回)や散布量（ℓ/10a又はkg/10a等）を記入すること。
- 5 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む場合の土壌診断結果を添付すること。

(上記以外の活動類型の場合)

類型	品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
		(内容)	(現状)
			(目標)
		環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
			(目標)

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「類型」には3（2）で選択した類型のアルファベットを記載すること。

3 「実施内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記載すること。

4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。

(6) 作物別環境負荷低減事業活動の取組計画

			現状	目標
環境負荷低減事業活動取組作物		取組面積	a	a
		全作付面積	a	a
		取組面積	a	a
		全作付面積	a	a
		取組面積	a	a
		全作付面積	a	a
		取組面積	a	a
		全作付面積	a	a
		取組面積	a	a
		全作付面積	a	a
小 計		取組面積	a	a
		全作付面積	a	a
その他作物			a	a
合 計			a	a

注 1 「環境負荷低減事業活動取組作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積を記入すること。なお、複数の作型を有する作物については、対象となる作型を記入するとともに、延べ面積を記載すること。

2 「その他作物」には、生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

(7) 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：経営規模		
イ：売上高		
ウ：経営費（生産コスト）		
エ：所得（イーウ）		

注1 環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。

2 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

3 「ア：経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、漁獲量、労働力等の現状値及び目標値をそれぞれ記載すること。

4 「エ：所得」には、農林漁業の所得（法人その他の団体にあっては営業利益）の現状値及び目標値について記載すること。

5 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。

6 申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

(8) 環境負荷低減事業活動の実施体制

--

注1 環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。

2 申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。

4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

申請者等の氏名又は名称：_____

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けること。

3 「使途・用途」については、環境負荷低減事業活動に必要となる設備等導入資金、運転資金等の別を記載すること。なお、設備等の導入を行う場合は別表2に、当該設備等の導入に当たり施設の整備を行う場合は別表3に、それぞれ必要事項を記載すること。

4 「資金調達方法」については、自己資金・融資・補助金等の別を記載すること。株式会社日本政策金融公庫等の融資を受けることを予定している場合は、その旨を明記すること。

5 特例措置の活用に関する事項

申請者、関連措置実施者ごとに別表1に記載し、添付すること。

6 環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

☐ 適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

☐ 適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

☐ エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

☐ 悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

☐ 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

☐ 生産情報の記録及び保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

☐ 生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

注 本計画に基づく環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

【その他記入欄】

--

注 該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

(添付書類)

- ☐ 関連措置実施者が行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする事業を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類

※個人情報の取扱いに同意する場合

- ☐ 別記様式第 10 号（（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて）

(別表 1)

特例措置の活用に関する事項

申請者等の氏名又は名称：

活用する特例措置の内容		チェック	添付が必要な別表
日本政策金融公庫 等の資金の 貸付資格の認定を 必要とする場合	農業改良資金	☐	別表 2、別表 4
	林業・木材産業改善資金	☐	別表 2、 県指定の認定申請書等
	沿岸漁業改善資金	☐	別表 2、 県指定の認定申請書等
	畜産経営環境調和推進資金 (処理高度化施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5－1
	畜産経営環境調和推進資金 (共同利用施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 5－2
	食品流通改善資金	☐	別表 2、別表 6
みどり投資促進税制を活用する場合		☐	別表 2

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

3 活用を予定している特例措置にチェックすること。

4 チェックした特例措置について、該当する「添付が必要な別表」に必要事項を記載して添付すること。

5 「林業・木材産業改善資金」及び「沿岸漁業改善資金」の特例を必要とする場合は、それぞれ県が定める貸付資格認定申請書（融資機関から貸付けを受ける場合は、借入申込書）を添付すること。

6 「畜産経営環境調和推進資金」の特例を必要とする場合は、あわせて整備を図る設備等の所在地（予定所在地）が分かる図面等の資料を添付すること。

7 施設を整備する場合には、必要事項を別表 3 に記載の上、これを添付すること。

(別表 2)

環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

設備等を導入する者の氏名又は名称：

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な 設備等	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	特例 措置
年度	月	①						
	月	②						
	小計							
年度	月	③						
	月	④						
	小計							
年度	月							
	月							
	小計							
合計								

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 設備等の導入を行う者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

3 「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

4 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

5 みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。

6 みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。

7 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～カ）を記載すること。

ア：農業改良資金

イ：林業・木材産業改善資金

ウ：沿岸漁業改善資金

エ：畜産経営環境調和推進資金

オ：食品流通改善資金

カ：みどり投資促進税制

8 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和 7 年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであることがわかる書類を添付すること。

(別表 3)

環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項

施設の整備をする者の氏名又は名称：

1 環境負荷低減事業活動に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容			施設の用に供する土地				
	施設の種類 ・用途等	新設等 の別	建築 面積	所在	地番	地目		面積
						登記簿	現況	

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 施設を整備する者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

4 「番号」は、別表 2 の番号と対応するように記載すること。

5 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。

6 「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

2 環境負荷低減事業活動に係る施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日

注 「番号」の欄は、別表 2 の番号と対応するように記載すること。

(添付書類)

☐ 施設の規模及び構造を明らかにした図面

(別表 4)

農業改良措置に関する事項
(法第 23 条関係)

1 氏名又は名称

--

注 法人その他の団体の場合には、「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 農業改良措置の目標及び内容

区分	農業改良措置の目標及び具体的な内容
☐ 新たな農業部門の経営の開始	
☐ 農畜産物の新たな生産方式の導入	

注 1 当該措置の内容が該当する区分にチェック（レ）を付けること。

2 実施計画に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する農業改良措置の内容を記載すること。

3 「新たな農業部門の経営の開始」区分については、環境への負荷の低減に資する場合に限る。

4 「農畜産物の新たな生産方式の導入」区分については、「農業改良措置の目標及び具体的な内容」に品質・収量又はコスト・労働力の削減に資する措置の内容を記載すること。

3 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

	年度 (年 月期)	年度 (年 月期)	年度 (年 月期)	年度 (年 月期)	年度 (年 月期)
①設備投資額					
②運転資金額					
③資金調達額合計 (①+②)					
補助金・委託費等					
金融機関借入 (うち農業改良資金)					
自己資金					
その他					

注 実施計画の「4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法」と整合するように記載すること。

(別表 5 - 1)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 概要

(1) 氏名又は名称

--

注 申請者が法人その他の団体の場合には、「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

(2) 現在の経営の概要

経営類型		1. 酪農 2. 肉用牛 3. 養豚 4. 採卵鶏 5. ブロイラー 6. その他()		
経営規模	区分	現	状	目 標 (年度)
	飼養頭羽数		頭 羽	頭 羽

注 「目標年度」は、計画作成年度から概ね 5 年後とする。

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標等

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要（現状及び目標）

現 状	目 標 (年度)

注 1 実施計画に記載した環境負荷低減事業活動のうち、申請者が実施する処理高度化施設の整備の内容を記載すること。

2 「目標年度」は、計画作成年度から概ね 5 年後とする。

(2) 管理方法

	現 状	目 標 (年度)
①家畜から排出される排せつ物の量	t / 年	t / 年
②管理施設と管理能力 ・自家の経営内で管理する量 ・農協、市町村等の施設を利用して管理する量 ・共同で施設を設置して管理する量 ・業者に処理を委託する量 ・その他 ()		
②の合計		
③堆肥製造量		
うち環境負荷低減事業活動 に関する堆肥製造量		
④堆肥販売量		
うち環境負荷低減事業活動 に関する堆肥販売量		

注1 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

2 「①家畜から排出される排せつ物の量」と「②の合計」が同じ値となること。

3 「うち環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち実施計画に記載した環境負荷低減事業活動に関する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 処理高度化施設の整備の内容、方法及び実施時期

(1) 処理高度化施設整備の概要

【講ずる措置の類型】	
☐ 家畜排せつ物の管理適正化のために家畜飼養施設の移転を図るもの	
☐ 家畜排せつ物の利用促進に必要な施設の導入を図るもの	
☐ その他家畜排せつ物の管理適正化及び利用促進を図るもの（上記以外）	

注 該当する「講ずる措置の類型」のいずれかにチェックを付け、具体的な内容等は、(2)～(4)に記載すること。

(2) 施設・機械の改良、造成又は取得

事業内容		施 設 規 模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
		現 状	目 標 (年度)			
施設・ 機械の 種類						
合計						

(3) リース・賃貸等の利用

利用する施設	その施設の所有者 施設の設置場所	種類	支払料（千円） 利用期間（ 年～ 年）	支払 年度	別表2 の番号

(4) 家畜ふん尿の利用促進を目的とする法人に参加するための出資金等

出資の種類	施設名（現物出資の場合のみ）	出資額又は現物取得に 必要な事業費（千円）
現物出資・現金出資		

注 参加する法人の名称・経営の概要等が分かる資料を添付すること。

(別表 5－2)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 概要

(1) 法人等の名称

名称：
代表者の氏名：

(2) 主たる事業内容

--

注 資料添付に代えることも可。

(3) 構成員全員の家畜排せつ物の管理及び利用状況 (申請者が任意組合の場合のみ記載すること)

住 氏	所 名	飼養家畜の 種類・頭羽数	家畜排せつ物の 管理及び利用の現状

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「家畜排せつ物の管理及び利用の現状」の欄には、当該構成員が管理する家畜排せつ物の数量、堆肥の製造量（うち環境負荷低減事業活動に係る製造量）及び販売量（うち環境負荷低減事業活動に係る販売量）、堆肥化施設等の整備の状況、堆肥センターの使用頻度等について記載するものとする。

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要（現状及び目標）

現 状	目 標 (年度)

注 1 実施計画に記載した環境負荷低減事業活動のうち、申請者が実施する家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための共同利用施設の整備の内容を記載すること。

2 「目標年度」は、計画作成年度から概ね 5 年後とする。

(2) 家畜排せつ物の管理及び利用量

	現 状	目 標 (年度)
①家畜排せつ物の管理量	t / 年	t / 年
家畜頭数換算 牛	頭	頭
豚	頭	頭
鶏	羽	羽
馬	頭	頭
その他 ()	頭・羽	頭・羽
②堆肥製造量	t / 年	t / 年
うち環境負荷低減事業活動 に係る堆肥製造量	t / 年	t / 年
③堆肥販売量	t / 年	t / 年
うち環境負荷低減事業活動 に係る堆肥販売量	t / 年	t / 年

注1 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

2 「うち環境負荷低減事業活動に係る堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち実施計画に記載した環境負荷低減事業活動に係る量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 共同利用施設の整備の内容及び実施時期

(1) 処理高度化施設（共同利用施設）整備の内容

(2) 施設・機械の整備

事業内容		施 設 規 模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
		現 状	目 標 (年度)			
施設・ 機械の 種類						
合計						

注 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

(別表 6)

食品等流通合理化事業に関する事項
(法第 27 条関係)

1 氏名又は名称

注 法人その他の団体の場合には、「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 食品等流通合理化事業の目標

注 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該農林水産物及び当該食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置として、当該食品等流通合理化事業を実施しようとする背景となる事情、食品等流通合理化事業の実施により実現を目指す姿、目標数値等を定量的又は定性的に記載すること。

3 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期

(1) 食品等流通合理化事業の内容

【講ずる措置の類型】

- ☐ 流通の効率化 (イ)

☐ 品質管理及び衛生管理の高度化 (ロ)

☐ 情報通信技術その他の技術の利用 (ハ)

☐ 国内外の需要への対応 (ニ)

☐ その他食品等の流通の合理化のために必要な措置 (ホ)

注 該当する「講ずる措置の類型」にチェック (レ) を付けること (複数選択可)。

(2) 食品等流通合理化事業の実施時期

年度 ～ 年度

注 食品等流通合理化事業の目標を達成するまでの計画期間を記載することとし、実施計画の 3 (4) と異なる場合は記載すること。

(3) 食品等流通合理化事業を実施する事業所又は卸売市場の概要

- ① 事業所又は卸売市場の名称：
- ② 所在地：
- ③ 事業開始 (開設) 年月日：
- ④ 事業内容：

注 複数の場合は、それぞれについて記載すること。

4 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

- 注 1 当該食品等流通合理化事業により実現される食品等の流通の合理化（食品等の流通の経費の削減又は食品等の価値の向上若しくは新たな需要の開拓）が、どのように環境負荷の低減に資する農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載すること。
- 2 直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合は、事業内容の概要を記載した書類）を添付すること。

5 借入する資金

借り入れする資金の内容	該当するものに○印を記載	添付する別表
食品等生産製造提携型施設		別表 6－1
食品等生産販売提携型施設		別表 6－2
卸売市場機能高度化型施設		別表 6－3

注 借入を予定する資金の内容に応じ、次の表の右欄「添付する別表」のうちいずれかを添付すること。

(別表 6 - 1)

食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）

1 連携する環境負荷低減事業活動を実施する農林漁業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
② 資本の額又は出資の総額：（ 年 月 日時点）
③ 従業員数又は組合員数：（ 年 月 日時点）
④ 業種：
⑤ 決算月：

2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農林漁業者等への 伝達方法

品目	取 引 量 (kg、%)			取 引 額 (千円、%)			その他
	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	
計							

注1 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物の安定的な取引関係の内容について記載すること。

2 安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

3 安定的な取引関係の確立のために行う農林漁業投資

実施者	年度	農林漁業投資の内容	整備する施設等の 規模・能力等（㎡等）	事業費 （千円）	別表2 の番号

注1 安定的な取引関係を確立する農林漁業者が、別表2に記載した設備等への投資を行う場合は、その内容を記載すること。

2 「農林漁業投資の内容」の欄は、安定的な取引関係を確立する農林漁業者が実施する、農林漁業用生産施設（種苗施設、農林漁業用生産機械、農林水産物貯蔵施設等）の整備、農林漁業用共同利用生産施設（堆厩肥舎、農林水産物集出荷施設、農林水産物調製処理加工施設、農林水産物輸送機器等）の整備、農地所有適格法人への出資、農林漁業関連法人への共同出資又は農林漁業者等による食品の製造・加工事業用資産（食品製造・加工施設、営業権等）の取得を記載すること。

3 「農林漁業投資の内容」の欄に農地所有適格法人への出資又は農林漁業関連法人への共同出資を記載した場合は、「整備する施設等の規模・能力等」の欄には、出資割合、出資の手段（現物出資の場合は、その内容）等を記載すること。

(別表 6 - 2)

食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）

1 連携する環境負荷低減事業活動を実施する農林漁業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
② 資本の額又は出資の総額：（ 年 月 日時点）
③ 従業員数又は組合員数：（ 年 月 日時点）
④ 業種：
⑤ 決算月：

2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農林漁業者等への 伝達方法

品目	取 引 量 (kg、%)			取 引 額 (千円、%)			その他
	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	
計							

注1 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物の安定的な取引関係の内容について記載すること。

2 安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

3 安定的な取引関係の確立のために行う食品等の品質管理を適確かつ効率的に行うための施設整備の内容

食品等の品質管理の取組	施設の種類	施設の内容	別表2の 番号
流通新技術の導入			
取引等の情報システム化			

注1 「施設の種類」の欄は、別表2に記載した施設等のうち、いずれかの取組に該当する集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設又は情報処理施設を記載すること。

2 「流通新技術の導入」の欄は、注1の施設のうち、情報処理施設以外の施設であって、食品等を流通させるための新技術を導入するものを記載すること。

3 「取引等の情報システム化」の欄は、注1の施設のうち、情報処理施設であって、取引、在庫管理等の情報システム化によるものを記載すること。

4 「施設の内容」の欄は、該当する食品等の品質管理の取組に対応した施設の仕様、見込まれる具体的な効果等を記載すること。

(別表 6－3)

食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）

1 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の 規模・能力等（㎡、台等）	事業費 （千円）	別表 2 の番号
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、1 の措置を実施するために整備する品質管理
保全施設、自動仕分け・搬送保管施設、定温輸送車、加工・調製施設、包装・こん包施設等を記載する
こと。

2 セリ売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の 規模・能力等（㎡、台等）	事業費 （千円）	別表 2 の番号
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、2 の措置を実施するために整備するせりの機
械化施設、データの分析・提供施設等を記載すること。

3 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

事業実施者	年度	施設等				研修会等			
		施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)	別表2の番号	回数(回)	人員(人)	研修内容等	事業費(千円)
計									

注1 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち、3の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。

2 「研修会等」の欄は、3の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	営業権等			施設等			
		営業権・出資の別	内容等	事業費(千円)	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)	別表2の番号
計								

注1 「営業権等」の欄は、4の措置を実施するために行う他の卸売業者若しくは仲卸業者からの営業権の譲受け又は他の卸売業者若しくは仲卸業者に対する出資について記載すること。

2 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載すること。

別記様式第 2 号（法第 19 条第 1 項関係）

環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者

住 所
氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

（提出する書面の目録） 注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

- ☐ （別記様式第 1 号）環境負荷低減事業活動実施計画
- ☐ （別表 1）特例措置の活用に関する事項
- ☐ （別表 2）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項
- ☐ （別表 3）環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項
- ☐ （別表 4）農業改良措置に関する事項
- ☐ （別表 5－1）家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
- ☐ （別表 5－2）家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
- ☐ （別表 6）食品等流通合理化事業に関する事項
- ☐ （別表 6－1）食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）
- ☐ （別表 6－2）食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）
- ☐ （別表 6－3）食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）
- ☐ （別添）県が定める林業・木材産業改善資金に係る貸付資格申請書及び貸付申請書等
- ☐ （別添）県が定める沿岸漁業改善資金に係る経営等改善措置に関する計画及び貸付申請書等

別記様式第3号（法第19条第5項関係）

番 号
年 月 日

様

香川県知事

環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書

年 月 日付けで申請のあった環境負荷低減事業活動実施計画については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第5項の規定に基づき、認定をします。

別記様式第4号（法第19条第5項項関係）

番 号
年 月 日

様

香川県知事

環境負荷低減事業活動実施計画に係る不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった環境負荷低減事業活動実施計画については、認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に対して審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 5 号（法第 20 条第 1 項関係）

環境負荷低減事業活動実施計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画について、
下記のとおり変更したいので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環
境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 20 条第 1 項の規定に基づき、申請しま
す。

記

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更理由

3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（注）

- 1 「申請者」には、環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第6号（法第20条第1項関係）

変更前の環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画について、令和 年度の変更前の実施状況を報告します。

1 年度の環境負荷低減事業活動の実施状況

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等	実施状況（A～C）
	(内容)	(現状)	
		(目標)	
	環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)	
		(目標)	

- 注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 2 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。
- 評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた
C：ほとんど実施していない（Cの場合は理由と今後の取組を記載すること。）

2 年度の環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況

申請者等の氏名又は名称：_____

計画に記載した設備等の種類・名称	導入状況

- 注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。
- 3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

別記様式第 7 号（法第 20 条第 2 項関係）

環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画について、
下記のとおり変更したので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負
荷低減事業活動の促進等に関する法律第 20 条第 2 項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 軽微な変更の内容

新	旧

2 変更理由

（注）

- 1 「申請者」には、環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」に
は「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 8 号（法第 20 条第 3 項関係）

番 号
年 月 日

殿

香川県知事

環境負荷低減事業活動実施計画の認定取消通知書

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 20 条第 3 項の規定に基づき、 年 月 日付け第 号により認定した環境負荷低減事業活動実施計画については、下記の理由によりその認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第9号（法第46条第1項関係）

環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり 年度の実施状況を報告します。

1 年度の環境負荷低減事業活動の実施状況

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等	実施状況（A～C）
	(内容)	(現状)	
		(目標)	
	環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)	
		(目標)	

- 注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 2 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。
- 評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた
C：ほとんど実施していない（Cの場合は理由と今後の取組を記載すること。）

2 年度の環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況

申請者等の氏名又は名称：

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な設備等	単価 (千円)	数量	金額 (千円)
年	月	①					
	月	②					
	小計						
年	月	③					
	月	④					
	小計						
合計							

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

別記様式第 10 号

(特定) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

香川県は、環境負荷低減事業活動実施計画の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、香川県は、認定業務のほか、環境負荷低減に取り組む農業者への支援や環境負荷低減事業活動の推進に関する政策の企画・立案に活用するため、必要な範囲において関係機関へ提供する場合があります。

このほか、環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況等の内容についても、国への報告等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	①環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の内容、②環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書 等
情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、日本政策金融公庫 等

個人情報の取扱いの確認
「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。 年 月 日 氏名（名称・代表者）